

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外 川 正
被告 社会保険診療報酬基金

一九九八年十一月 一日

右原告訴訟代理人

弁護士 山 中 邦 紀
同 佐 々 木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

求 釈 明

第一 歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件について

一 原告は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件として、平成六年三月一六日保険発第二五号は次の三要件を定めている旨並びに原告の行った処置はこの三要件を満たしている旨の主張を行っている。

- ・ 治療計画書に基づくこと
- ・ 最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと
- ・ 残存歯の保護と咬合の回復のために行われること

二 被告は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件として、右三要件で足りると主張するのか、右三要件は必要条件であっても十分条件ではないと主張するのか、明らかにされたい。

また、後者の場合、右三要件のほかにかなる要件が必要であると主張するのかについても明らかにされたい。

第二 本件減点査定の理由について

一 被告が主張する本件減点査定の理由は、次第に変化してきている。

即ち、当初は、・原告の請求した被覆冠が歯周治療用装置か、暫間被覆冠であるかという観点から論じ、本件被覆冠は最終的な治療としての歯冠修復や欠損補綴の一環として行ったものであるとして、暫間被覆冠に当たると主張していた。

その後、被告は、・歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであり、原告は歯冠修復や欠損補綴を行なう最終段階で装着しているのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであるとすることができないとし、あるいは、治療計画書において歯周治療用装置の計画が記載されておらず診療録にもその旨の記載がない等として、治療計画書に基づかないことを本件減点査定の理由として主張するとともに、・本件被覆冠の装着はメタルコアの装着にかかる一連の診療行為であり、その費用はメタルコアの所定点数に含まれるとの主張も行なっ

ている。

二 そこで次のとおり釈明を求める。

1 (一) 被告は、現在においても上記・の主張を維持するのか、・の主張は・ないし・の主張に訂正したものか、について明らかにされたい。

(二) ・の主張を維持される場合、その主張は、平成六年三月一六日保険発第二五号の定める三要件のうち、いずれの要件に関する主張であるのか（三要件の・か、・か、その両者か）明らかにされたい。

(三) また、被覆冠を、歯周治療用装置と暫間被覆冠とに区別する基準はなにか（被告は、「最終段階の治療の一環」ないし「最終的な治療としての歯冠修復や欠損補綴の一環」として装着された被覆冠は暫間被覆冠であると主張しているが、「最終段階」の開始時点、「最終的な治療」の開始時点は、どのような治療・診療行為が行われた時点を言うのか）について明らかにされたい。

2 (一) 被告は、保険点数が算定されるための歯周治療用装置の装着時期に関し、歯周治療用装置が歯周治療の『早期の段階』で装着された場合のみ、「治療計画書に基づくこと」という要件を満たすものであると主張するのか。

(二) そうである場合、そのように主張する根拠・理由を明らかにされたい。

(三) また、『早期の段階』とは、歯周治療用装置の装着が治療行為のいかなる段階または時点までに行われることが必要であると主張するものであるのか、明らかにされたい。